

愛知県廃棄物処理施設審査会議 会議録

1 日時

平成28年3月22日（火）午後1時から午後1時30分まで

2 場所

愛知県自治センター4階 大会議室

3 出席者

(1) 構成員及び専門委員

加藤座長、大東委員、成瀬委員、安田委員、水野専門委員

(2) 事務局

環境部：大村資源循環推進監、大林資源循環推進課長、佐藤主幹、永井課長補佐、高橋主査、加納技師、高崎技師

尾張県民事務所知多県民センター環境保全課：加島技師

(3) 申請者

オオブユニティ株式会社 瀬瀬氏他

2 傍聴者

なし

3 議事録

別添のとおり

愛知県廃棄物処理施設審査会議 議事録

【議事1】

オオブユニティ株式会社の一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設変更許可申請について

- オオブユニティ株式会社の事業計画の技術上の基準に対する適合状況等に係る説明

事務局が、資料1から資料5に基づき説明を行った。

- 質疑応答

(座長)

ご意見、ご質問がないようなので、審査会議報告の検討に入ることとしたいかがか。

(各委員から異議なしの発言あり)

- 審査会議報告案の説明

事務局が、資料6に基づき説明を行った。

- 質疑応答

(委員)

前文の2段落目に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準に適合しており」との文章があるが、資料4及び資料5では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく最終処分場基準省令もあるとしており、それらの適合状況の確認も行っている。ダイオキシン類対策特別措置法関係の基準に対する適合状況について、前文で記載する必要はないか。

(事務局)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める技術上の基準は、環境省令で定められている。最終処分場に関する環境省令の基準は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」と「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」の2つであると規定されていることから、案文の内容でこれら2つの基準に適合していることを示すこととなる。

(委員)

法律の内容を省令で定めていることから、法律の基準に適合すると記載すれば、当該法律の規定を受けている省令の基準に適合することを示すということで、理解

した。

(座長)

審査会議報告案については、修正等意見がないため、本案のとおり知事に報告することとしたいがいかがか。

(各委員から異議なしの発言あり)

(座長)

異議がないので、事務局案のとおり知事へ報告することとし、会議終了後、会長印を押印の上提出する。

【議事2】

その他

- 事務局から追加の議事はない旨の説明があった。